

職業分類

- 1 農業
 - 1 農耕、畜産、蠶業
 - 1 農作
 - 2 園藝、造園
 - 3 牧畜、搾乳、養禽
 - 4 養蠶、蠶種製造
 - 5 その他の農業
 - 2 林業
 - 6 森林業
 - 7 林産物業
 - 8 狩猟
 - 2 水産業
- 3 漁業、製鹽業
 - 9 漁撈、採藻
 - 10 魚介、藻類産
 - 11 製鹽
 - 12 其他の水産業
- 3 鑛業
 - 4 採鑛、冶金業
 - 13 金屬鑛業
 - 14 石炭鑛業
 - 15 石油鑛業
 - 16 其他の鑛業
- 5 土石採取業
 - 17 土石採取業
- 4 工業
 - 6 窯業
 - 18 セメント、石膏、石灰類製造
 - 19 瓦、土管製造
 - 20 煉瓦製造
 - 21 陶磁器、土器製造
 - 22 七寶焼、珐瑯品製造
 - 23 硝子、硝子品製造
 - 24 其他の窯業
 - 7 金屬工業
 - 25 精鍊業
 - 26 金屬壓延業
 - 27 釘、鉸、針類製造
 - 28 鐵業廠、鐵業品製造
 - 29 鋼索、鐵鎖等製造、針金細工
 - 30 鍛冶業
 - 31 鑄物業
 - 32 銅器、真鍮器、青銅器類製造
 - 33 其他の金屬工業
 - 8 機械器具製造業
 - 34 度量衡器、計測器、化學的機械器具類製造
 - 35 時計製造
 - 36 電動機、電気機械器具製造
 - 37 原動機製造（汽鍋、瓦斯發生機等を含む）
 - 38 銃砲、彈丸、水雷製造
 - 39 紡織機械器具製造
 - 40 農具、土工具製造
 - 41 機關車、車輛製造
 - 42 造船業
 - 43 金屬工用、木工用機械器具製造
 - 44 航空機製造
 - 45 其他の機械器具製造
 - 9 化學工業
 - 46 工業藥品、醫療藥品製造
 - 47 寶藥、寶藥類似品製造
 - 48 染料、顔料及其原料類製造
 - 49 石鹼製造
 - 50 化粧品類製造
 - 51 燐寸、附木製造
 - 52 火薬、其他の爆發物製造
 - 53 油脂類製造
 - 54 蠟、蠟燭製造
 - 55 護膜、セルロイド、防水品製造
 - 56 漆、其他の塗料製造
 - 57 肥料製造
 - 58 化學分析、検査に関する業
 - 59 其他の化學工業
 - 10 纖維工業
 - 60 生絲製造
 - 61 人造絹絲製造
 - 62 撚絲製造
 - 63 眞綿、ペニー製造
 - 64 綿製造
 - 65 綿絲紡績業
 - 66 其他の紡績業
 - 67 織物業
 - 68 毛織物業
 - 69 莫大小、莫大小品製造
 - 70 編物、粗物製造
 - 71 絹、綢、絹類製造（染製品を除く）
 - 72 麻絲維、絲返業
 - 73 染色、捺染、漂白及絲布加工業
 - 74 湯熨斗、法杖、洗張、洗濯業
 - 75 西洋洗濯業
 - 11 紙工業
 - 76 紙製造
 - 77 板紙、襖紙製造

II

- 78 マルプ及其他の紙料製造
- 79 紙品製造
- 80 核具師
- 12 皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業
 - 81 皮革製造
 - 82 皮革品、擬革、擬革品製造
 - 83 骨、角、甲、牙、貝類の細工
 - 84 刷毛類、其他の羽毛品製造
- 18 木、竹類に関する製造業
 - 85 製材業
 - 86 木扱、屋根板製造
 - 87 刮物、木地、曲物製造
 - 88 椽、桶類製造
 - 89 建具、指物、木型、寄木、合板製造
 - 90 漆器製造
 - 91 床、籠、行李類製造
 - 92 畳表、蓆類製造
 - 93 畳 職
 - 94 藁、麥稈、棕柁、經木細工
 - 95 其他の竹木草蓆品製造
- 14 飲食料品、嗜好品製造業
 - 96 粉穀、製粉業
 - 97 麵類、麩、湯葉、蒟蒻製造
 - 98 豆腐製造
 - 99 菓子、麵包製造
 - 100 砂糖類製造
 - 101 麴製造
 - 102 清酒製造
 - 103 麥酒製造
 - 104 其他の酒類製造
 - 105 味噌、醬油製造
 - 106 屠畜、肉類品製造
 - 107 醸造、醗酵製造
 - 108 鹽乾魚介節類製造
 - 109 海藻、其他水産食料品製造
 - 110 清涼飲料製造
 - 111 製茶業
 - 112 煙草製造
 - 113 製冰及冷蔵業
 - 114 其他の飲食料品製造
- 15 被服、身の廻り品製造業
 - 115 和服裁縫
 - 116 洋服裁縫
 - 117 帽子製造
 - 118 シヤツ、手套、股引、脚絆、足袋類製造
 - 119 袋物製造
 - 120 扇子、團扇、提燈、傘、合羽類製造
- 121 洋傘、杖類製造
- 122 履物類製造
- 123 靴製造
- 124 其他の身の廻り品製造
- 16 土木建築業
 - 125 土木建築請負業
 - 126 土木建築の設計、測量等に関する業
 - 127 大工
 - 128 左官、泥工、セメント工、煉瓦職
 - 129 石工
 - 130 屋根職
 - 131 マンキ、塗、其他の塗料塗職
 - 132 土方、嵩職
 - 133 潜水業
 - 134 其他の土木建築に関する業
- 17 製版、印刷、製本業
 - 135 木版、金屬版、石版、其他の製版、印刷業
 - 136 活字製造、活版印刷業
 - 137 製本職
- 18 學藝、娯樂、裝飾品製造業
 - 138 筆、墨製造
 - 139 ペン、鉛筆、インキの類製造
 - 140 其他の文房具製造
 - 141 樂器製造
 - 142 博物標本、模型、運動用具、遊戯品、玩具製造
 - 143 造花、押繪、刺繡、其他の裝飾品製造
 - 144 貴金屬、寶石、飾石細工
- 19 瓦斯、電氣及天然力利用に関する業
 - 145 瓦斯發生、供給、其裝置業
 - 146 電力發生、供給、其裝置業
 - 147 其他の天然力利用に関する業
- 20 其他の工業
 - 148 其他の工業
- 5 商業
- 21 物品販賣業
 - 149 穀類、粉類販賣
 - 150 蔬菜、果物類販賣
 - 151 魚介藻類販賣
 - 152 鳥獸肉類販賣
 - 153 酒類、調味料、清涼飲料販賣
 - 154 菓子、麵包類販賣
 - 155 茶販賣
 - 156 其他の飲食料品販賣
 - 157 肥料販賣
 - 158 燃料販賣
 - 159 木材、竹材販賣
 - 160 石材、其他の建築材料販賣

- 161 建具、家具、指物類販賣
- 162 蠶、繭、荒物類販賣
- 163 陶磁器、硝子、硝子品類販賣
- 164 地金、金屬器具販賣
- 165 機械、車輛、農具類販賣
- 166 皮革、擬革、其製品販賣
- 167 織物、被服類販賣
- 168 綿、絲類、絹物、組物類販賣
- 169 紙、紙製品、文房具、玩具遊戯品販賣
- 170 圖書、新聞、雜誌其他の出版物の發行、販賣
- 171 小間物、唐物、履物、雨具、雜貨販賣
- 172 藥品、染料、顔料、香料等販賣
- 173 度量衡、科學的機械器具、時計、貴金屬、寶石類販賣
- 174 外國貿易商
- 175 古物商
- 176 葬具商
- 177 其他の物品販賣
- 22 媒介周旋業
 - 178 賣買媒介業
 - 179 周旋業
 - 180 興信業
- 23 金融、保險業
 - 181 銀行業
 - 182 貸付業
 - 183 貸金業
 - 184 其他の金融業
 - 185 生命保險業
 - 186 其他の保險業
- 24 物品貸貸業、預り業
 - 187 物品貸貸業
 - 188 倉庫業、其他の物品預り業
- 25 旅宿、飲食店、浴場業等
 - 189 旅人宿、下宿業
 - 190 料理店、飲食店、席貸業
 - 191 遊戯、興業に関する業
 - 192 理髮業、理容業
 - 193 浴場業
- 26 其他の商業
 - 194 其他の商業
- 6 交通業
- 27 通信業
 - 195 郵便、電信、電話業
- 28 運輸業
 - 196 鐵道業
 - 197 軌道業
 - 198 人力車業
- 199 乗用の自動車、馬車業
- 200 其他の車馬運輸業
- 201 船舶運輸業
- 202 運輸取扱業
- 203 其他の運輸に関する業
 - 7 公傷、自由業
- 29 陸海軍人
 - 204 陸軍現役軍人
 - 205 海軍現役軍人
- 30 官吏、公吏、雇傭
 - 206 神官、神職、雇傭
 - 207 官内官吏、雇傭
 - 208 官吏、雇傭
 - 209 公吏、雇傭
- 31 宗教に関する業
 - 210 神道に関する業
 - 211 佛教に関する業
 - 212 基督教に関する業
 - 213 其他の宗教に関する業
- 32 教育に関する業
 - 214 學校に勤務する者
 - 215 圖書館、博物館、動植物園等に勤務する者
 - 216 其他の教育に関する業
- 33 醫務に関する業
 - 217 醫 業
 - 218 齒科醫業
 - 219 調劑業
 - 220 産婆業
 - 221 看護業
 - 222 按摩、鍼灸業
 - 223 其他の醫務に関する業
 - 224 獸醫業
 - 225 蹄鐵業
- 34 法務に関する業
 - 226 裁判所に勤務する者
 - 227 辯護士業、特許辨理士業
 - 228 執達吏業
 - 229 公證人業
- 35 記者、著述者
 - 230 新聞、雜誌、通信記者
 - 231 著述者
- 36 藝術家
 - 232 文藝家
 - 233 畫家、彫刻家
 - 234 音樂家
 - 235 詩繪業
 - 236 寫真業

- 237 其他の藝術に関する業
- 37 其他の自由業
 - 238 技藝、娯樂に関する業
 - 239 學術、慈善、政治、社交、其他の團體の事務に従事する者
 - 240 代書業
 - 241 其他の自由業
 - 8 其他の有業者
- 38 其他の有業者
 - 242 日傭業
 - 243 其他の有業者
 - 9 家事使用人
- 39 家事使用人

- 244 家事使用人
 - 10 無職業
- 40 収入に依る者
 - 245 小作料に依る者
 - 246 地代、家賃、有價證券の収入に依る者
 - 247 恩給、年金、其他の収入に依る者
- 41 無職業
 - 248 準世帯に在る學生、生徒
 - 249 精神病院、感化院、慈善病院等に在る者
 - 250 官公又は慈善團體等の救助を受くる者
 - 251 在監人
 - 252 其他の無職者

本分類は大分類十、中分類四十一、小分類二百五十二とし、獨り職業を有する者を其の業態に依り類別するのみならず、無業家族、家事使用人並無業獨立者をも含む全人口を悉く何れかの項目に配屬せしむるものなり。

- 1 有業者 肉體的たると精神的たるとを問はず、或業務に従事する者例へは農業、工業、商業及交通業に従事するものを始とし、軍人、官公吏、宗教家、教育家、醫師、辯護士等の如き有業者は何れも其の職業に依り大分類第一農業より第九家事使用人(主人の世帯に在らず自己の世帯より通勤する者)に至る大中小分類の配屬を決定したり。
- 2 無業家族 何等の業務に従事せずして前記有業者(又は無業獨立者)に扶養せらるる無業の家族は扶養者の屬する分類に包含せしめたり。
- 3 主人の世帯に在る家事使用人 主人の世帯内に在る家事使用人即ち下女、下男、子守等は主人の屬する分類に包含せしめたり。但し自己の世帯より通勤する者は有業者として大分類九家事使用人に所屬せしめたり。
- 4 無業獨立者 職業なく収入に依りて生活する者及其他の無職者(無業家族以外)は職業を有せざるものなるか故に職業分類外に置くべきものなるも全人口を職業分類に包含する必要上一種の有業者の如く取扱ひ分類中に加へたるものにして大分類十に無職業を設け其の範疇に屬する者を大分類十の中小分類に夫々編入したり。

(甲) 職業

職業は國勢調査申告書職業欄の記載に依り之を左の方法順序に依りて分類したり。

- 1 職業農作に限り更に自作、小作、自作兼小作に細別したり。自作、小作、自作兼小作の別の記入なきもの又は不明なるものは「小作」中に編入したり。
- 2 會社、團體等の使用人にして、其の日常従事する作業が獨立して何れかの分類項目に該當するものなるときは其の作業に依り否らざる場合は所屬會社團體等の事業に依り分類したり。
- 3 官公吏中現業に屬するものは其の相當分類に編入したり。
- 4 職業の總稱又は略稱を記入したるもの又は記入不備のものは左記の如く取扱ひたり。

- (イ) 中分類を認定し得る場合は當該中分類所屬の小分類「其他」に編入す。
- (ロ) 大分類のみを認定し得る場合及前項中分類に小分類「其他」の設けなき場合は當該大分類所屬の中分類「其他」に編入す。

- (ハ) 業態全く判明せず大分類をも認定し得る場合及前項大分類に中分類「其他」の設けなき場合は大分類八「其他の有業者」に編入す。
- 5 二種以上の職業名を記入したるものの取扱は左の例に依れり。
 - (イ) 菓子、焼芋、草鞋販賣等の如く商品を列擧したるものは初筆の菓子販賣のみを採る。
 - (ロ) 物品名數種を列擧記入するも合して一業態を爲すと認め得べきもの例へは酒、肴、飯販賣の如き飲食店なること明なるものは之を小分類一九〇「料理店、飲食店、席貸業」に編入す。
 - 6 同一物品の製造販賣を兼ねる者は記入の前後に拘らず製造業中に編入し従て製造業の販賣係は製造業に編入したり。
 - 7 單に代理商又は代理店と記入せるものは小分類一七九「周旋業」に編入したり。
 - 8 船舶中特に漁船と記入せるものの外は總て小分類二〇一「船舶運輸業」に従事するものとして取扱ひたり。
 - 9 單に運輸業と記入せるものは小分類二〇二「運輸取扱業」としたり。
 - 10 軍人を以て補職する文官は現業に編入するものの外總て文官として取扱ひたり。
 - 11 職業欄に記入なき者にして世帯主又は準世帯員たる場合は小分類二五二「其他の無職者」として取扱ひ普通世帯員たる場合は申告書世帯に於ける地位欄の記入と對照し處理したり。
 - 12 準世帯員中斜線を畫したるものは小分類二五二「其他の無職者」の本業者としたり。
 - 13 職業收入以外の生計の途を記入したるものは小分類二五二「其他の無職者」に編入したり。
 - 14 副業欄に官職名を記入したるものは副業なきものとして之を取扱ひたり。

(乙) 職業上の地位

職業は其の種類を分類すると共に職業上の地位を左の三種に區分表章したり。

- 1 業主 業務を主宰經營する者
- 2 職員 業主の下に在りて事務又は技術に従事する者
- 3 勞務者 業主、職員の下に在りて單て勞務に従事する者

此の區分は主として農業、工業、商業及交通業等に對して之を適用し公務、自由業乃至無職業に就ては之を準用したるものなるを以て二階級又は一階級に止まりたるものあり。